

# 民生病院常任委員会

日 時 平成30年12月17日(月)

午後1時30分から

場 所 委員会室

## 議 題

### 1 付託案件(4件)

- (1) 議案第71号 平成30年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (2) 議案第74号 平成30年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第77号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第80号 指定管理者の指定について(射水市新湊交流会館)

### 2 報告事項(8件)

- (1) コンビニ交付の推進と休日窓口の見直しについて  
・・・・・・・・市民生活部 市民課 資料1
- (2) 射水市斎場建設に伴う緑地公園の整備について  
・・・・・・・・市民生活部 環境課 資料1
- (3) クリーンピア射水長期包括運營業務委託契約について  
・・・・・・・・市民生活部 環境課 資料2
- (4) 射水市足洗老人福祉センターの廃止について  
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料1
- (5) 第2次射水市子どもに関する施策推進計画の骨子案について  
・・・・・・・・福祉保健部 子育て支援課 資料1
- (6) 医療費助成制度の変更について  
・・・・・・・・福祉保健部 子育て支援課 資料2
- (7) 射水市立大門わかば幼稚園の認定こども園化について  
・・・・・・・・福祉保健部 子育て支援課 資料3
- (8) 射水市いのち支える自殺対策推進計画について  
・・・・・・・・福祉保健部 保健センター 資料1

### 3 その他

## コンビニ交付の推進と休日窓口の見直しについて

印鑑登録業務のうち、平日に休み等が取れない方から代理人申請の問い合わせが毎月一定数あるため、本人申請による印鑑登録業務を平成31年7月（2019年7月）からの休日窓口において新たなサービスとして開始する。

加えて、マイナンバーカードの交付の取扱いを隔月に1回としていたが、新たな印鑑登録サービスに併せて毎月1回とし取扱い業務を拡充する。

また、マイナンバーカードの交付率向上につなげるためにコンビニ交付による証明書交付手数料を一律150円免除する。

なお、コンビニ交付手数料の一律免除に併せて、コンビニ交付で取得できる証明書と休日窓口で取得できる証明書は同様であることから、職員の働き方改革を踏まえて休日窓口の開設は、原則毎週日曜日（月4回）から隔週（月2回）とする。

### 1 休日窓口の現行と改正（案）

区分	市庁舎異動受付窓口		市庁舎証明発行窓口	
	現行	改正（案）	現行	改正（案）
	平成30年度	平成31年度 (2019年7月～)	平成30年度	平成31年度 (2019年7月～)
実施日時	原則第4日曜日 (隔月1回) 8:30～12:30	原則第4日曜日 (月1回) 8:30～12:30	原則毎週日曜日 (月4回) 8:30～12:30 年未年始を除く	原則隔週日曜日 (月2回) 8:30～12:30 年未年始を除く
取扱業務	マイナンバーカードの交付	マイナンバーカードの交付 印鑑登録申請 【新規】	住民票等、税証明書の交付 福祉医療費請求書の交付	住民票等、税証明書の交付 福祉医療費請求書の廃止 (4月～)

### 2 コンビニ交付の手数料（案）

（円）

区分	現行	改正（案）
住民票の写し	300	150
印鑑登録証明書	300	150
戸籍謄本	450	300
戸籍抄本	450	300
戸籍の附票の写し	300	150
所得課税証明書	300	150
所得証明書	300	150

## 射水市斎場建設に伴う緑地公園の整備について

### 1 概要

射水市斎場に隣接して整備を行う緑地公園は、射水市斎場の緩衝緑地としての役割を担うとともに、地域住民のコミュニティの形成の場として、また、幅広い世代の交流・健康づくりの場となるよう計画している。

基本設計では、周辺環境に配慮した植栽を行いながら、主要な施設として、27ホールのパークゴルフ施設を設置し、休憩施設や多目的トイレ等の便益施設を充実させるとともに、気軽にウォーキングやランニングが行える園路を公園内に配置することとしている。

### 2 整備内容（基本設計）

名称：(仮称)沖塚原緑地公園

公園面積：約2.69ha

主な施設：パークゴルフコース(27ホール)、園路(約630m)

ユニットトイレ(男・女・多目的トイレ)

管理棟(兼休憩所)約60㎡、四阿(あずまや)2基、

ベンチ等22基、LED照明灯23基

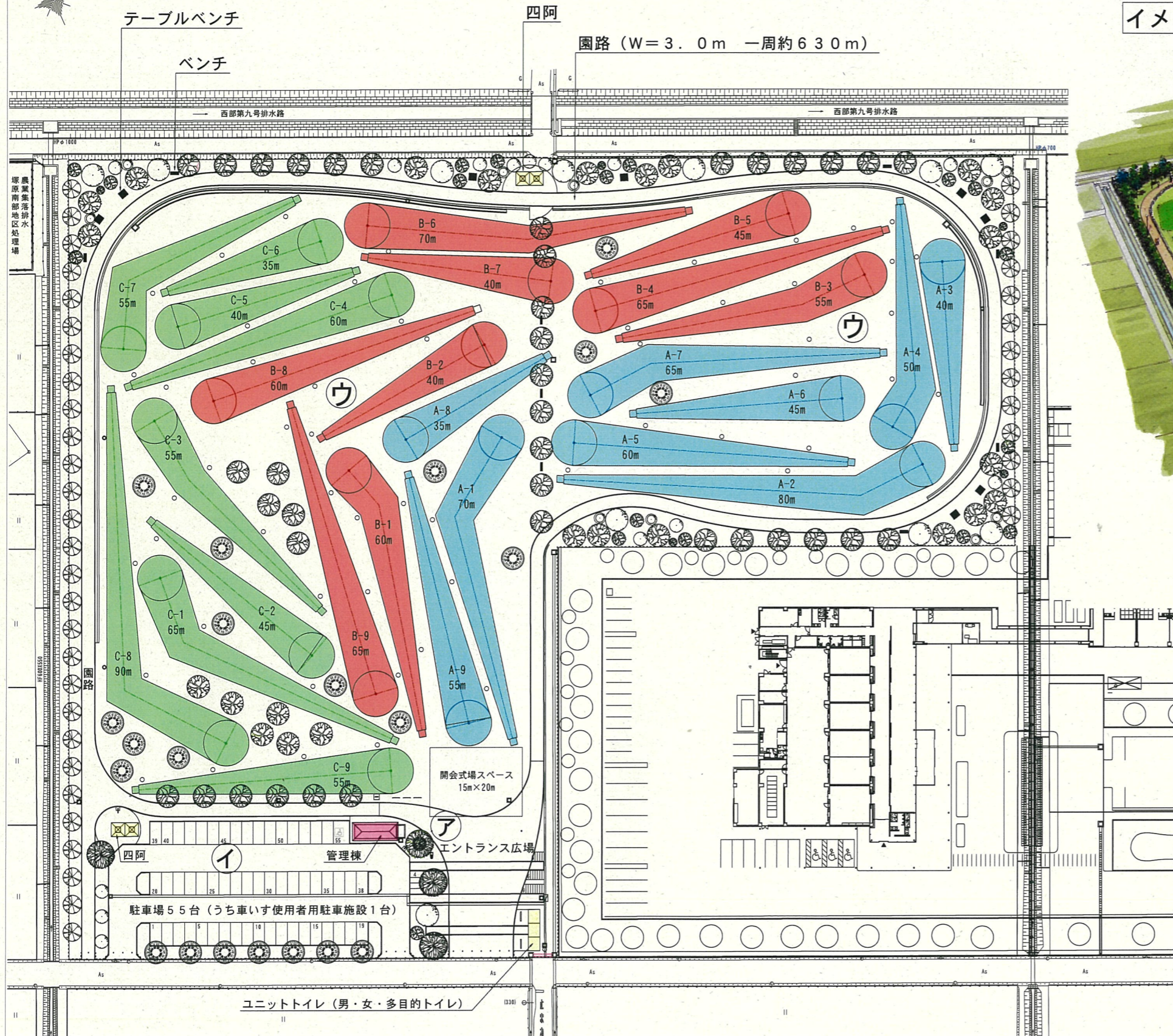
駐車場55台(うち車いす利用者用駐車施設1台)

### 3 今後の予定

平成31年度の発注に向けて、地元等の意見も聞きながら、今後、実施設計を進めていく。



(仮称) 沖塚原緑地公園 計画平面図



イメージパース



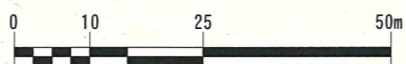
凡例

ア	エントランス広場ゾーン
イ	駐車場ゾーン
ウ	パークゴルフ場ゾーン

■パークゴルフコース一覧

単位:m

番号	Aコース	Bコース	Cコース
1	70	60	65
2	80	40	45
3	40	55	55
4	50	65	60
5	60	45	40
6	45	70	35
7	65	40	55
8	35	60	90
9	55	65	55
合計	500	500	500





クリーンピア射水長期包括運營業務委託契約について

1 趣旨

クリーンピア射水は、これまで長期包括運營業務委託(5か年)を2期に渡り行っており、今年度は単年契約としているが、その契約を更新し平成31年度から新たに5か年の長期包括運營業務委託契約を締結する予定である。

今後予定している基幹的設備改良工事による補修費の削減や、施設の運営状況を反映し委託料の算出を行ったので、その概要を報告する。

2 長期包括運營業務委託金額の比較

年度毎の運転条件や整備状況による委託金額について比較を行った結果が下表のとおりである。

なお、本年度から灰溶融の運転を休止しており、その効果として前年度より運転管理費や補修費で約70,000千円(税抜き)の委託料の削減効果があった。

また、来年度より基幹的設備改良工事に着手することから、補修費等で一層の削減を見込んでおり、次期長期包括運營業務委託料は本年度と比較して、1年当りの委託料で約60,000千円(税抜き)の削減となる予定である。

業務内訳比較表 (1年当たり委託料、税抜き)

年度 業務内訳	H25～H29 (平均実績)	H30 (灰溶融休止)	H31～H35 (2019～2023) (基幹的設備改良 着手)
運転管理費	215,123千円	193,696千円	205,196千円
補修費	215,122千円	156,183千円	94,680千円
消耗品費	37,905千円	20,476千円	20,476千円
用役費 (電気料、薬剤費、燃料費等)	159,383千円	186,423千円	176,426千円
その他業務 (法定点検費、定期点検費、分析費等)	123,269千円	123,222千円	123,222千円
合計	750,802千円	680,000千円	620,000千円
前年度対比		70,802千円	60,000千円

## 射水市足洗老人福祉センターの廃止について

### 1 施設の概要

- (1) 所在地 射水市足洗新町一丁目 5 番地
- (2) 敷地面積 2, 8 4 3 . 9 2 m<sup>2</sup>
- (3) 延床面積 1, 4 0 5 . 8 2 8 m<sup>2</sup>
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (5) 竣工 昭和 5 4 年 3 月 ( 築約 4 0 年 )

### 2 廃止理由

足洗老人福祉センターは、近年、利用者数が減少傾向にあることに加え、老朽化の進行に伴い不具合の発生頻度が増しており、「射水市公共施設等総合管理計画」では、平成 3 0 年度末までに、温泉施設の有効活用ができる民間事業者への売却等を図る方針を示してきたところである。

このたび、同センター跡地及び温泉資源活用事業の優先交渉権者である社会福祉法人喜寿会から、別添のとおり「足洗プロジェクト事業計画書」が提出されたことを踏まえ、同法人と対象物件に係る売買契約を締結するため、今年度末をもって同センターを廃止することとしたい。

### 3 今後の予定

- 平成 3 1 年 3 月 市議会 3 月定例会に、「射水市老人福祉センター条例の廃止について」の議案を上程
- 平成 3 1 年 4 月 用途廃止・売買契約締結

### 4 参考資料

- 足洗プロジェクト事業計画書

# 足洗プロジェクト 事業計画書

社会福祉法人喜寿会

## 1 コンセプト

### 「みんなで創る足洗温泉」+「ごちゃまぜ」

福祉と地域活性化の拠点として、子どもから高齢者、障がいのある方など、老若男女誰もが利用できる「ごちゃまぜ」の空間を、法人と地域住民が一体となって創っていく。

## 2 事業運営計画

福祉、温泉、食堂、フィットネスを主体に、地域の誰もが集い、くつろげる空間を提供する。また、事業運営に当たっては、当法人本部と地域住民とが連携・協力し、コンセプトに掲げた「みんなで創る足洗温泉」+「ごちゃまぜ」を実現していく。

### (1) 機能

- ・ 温泉&露天風呂（1日ごとに男女を入れ替える。2階には立山連峰や富山湾の眺望が楽しめる家族風呂を整備）
- ・ 足湯（無料開放し、公園利用者を含む多くの方々の玄関口としての役割を持たせる。）
- ・ 食堂（カフェ&居酒屋機能を兼ねる。）
- ・ フィットネス（子どもから高齢者まであらゆる世代の利用を想定）
- ・ 会議室（地域住民に開放）
- ・ 高齢者向けリハビリデイサービス
- ・ サイクルステーション（湾岸サイクリングコース利用者の集客）

### (2) 営業時間

年末年始、毎月第2第4木曜日を除き営業  
日曜日～木曜日は午前11時～午後8時まで  
金曜日～土曜日は午前11時～午後9時まで  
（リハビリデイサービスは別途設定）

### 3 スケジュール(予定)

平成31年 5月迄 実施設計

10月 物件(足洗老人福祉センター跡地等)引渡し

11月 着工

平成32年度中のオープンを目指す。

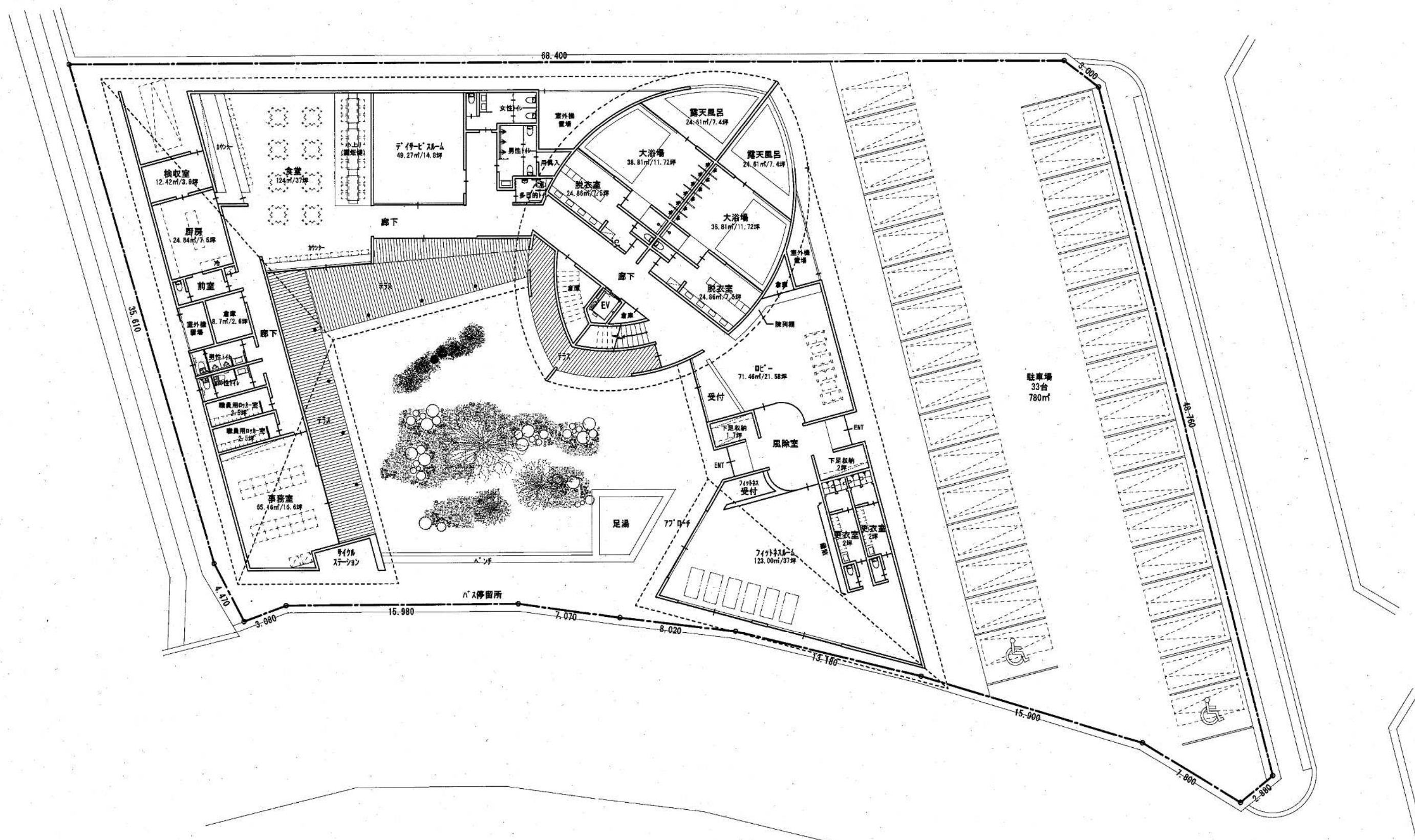
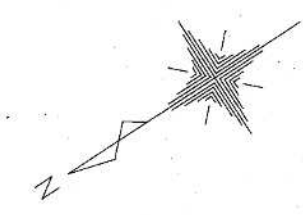
### 4 収支計画

別紙のとおり

### 5 施設平面図

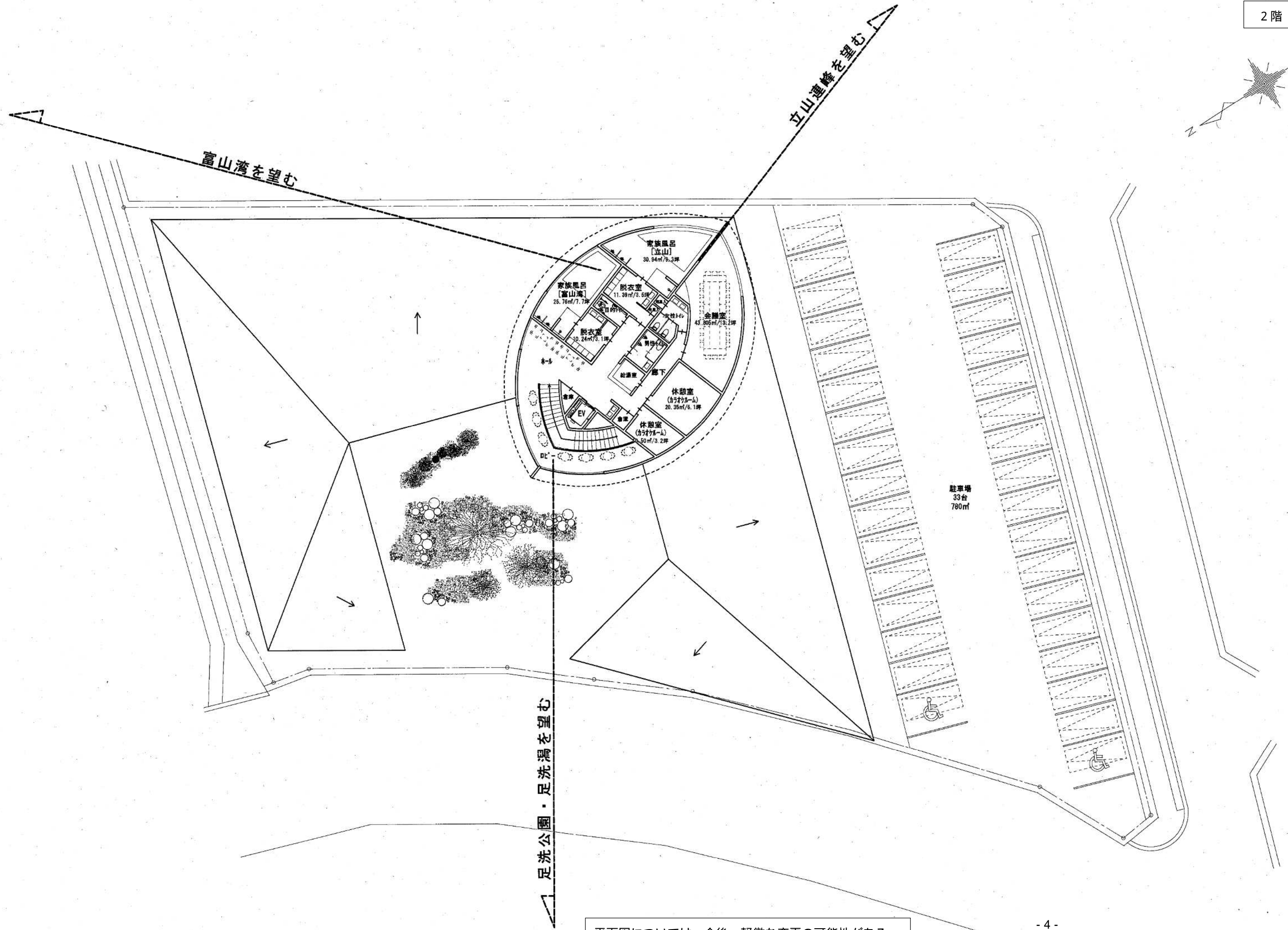
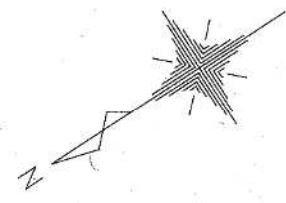
別紙のとおり





平面図については、今後、軽微な変更の可能性はある。

第1種住居地域  
 敷地面積：2843.92㎡  
 建蔽率：60% (S<1706.35㎡)  
 容積率：200% (S<5687.84㎡)  
 建築面積：1230.82㎡  
 延床面積：1258.27㎡ (380.14坪)  
 1階床面積：974.80㎡ (294.50坪)  
 2階床面積：283.47㎡ (85.64坪)



平面図については、今後、軽微な変更の可能性がある。

## 第2次射水市子どもに関する施策推進計画の骨子案について

### 1 策定趣旨

本市では、射水市子ども条例（平成19年射水市条例第20号。以下「条例」という。）制定後、平成21年3月に条例第10条に規定する、射水市子どもに関する施策推進計画（以下「現行計画」という。計画期間は、平成21年度から平成30年度まで）を策定し、社会全体で子どもをはぐくんでいく機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進してきた。

今年度、現行計画が終期に当たること等から、引き続き、現行計画を基礎として、第2次計画を策定する。

### 2 計画骨子

条例の目的である、「子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現」を基本理念とし、現行計画策定後の子どもの権利に係る本市を取り巻く動向等を踏まえ、子どもに関する施策を総合的に推進するため、実効性のある計画として取りまとめる。

### 3 これまでの経過

- (1) 今年7月に、第2次計画の基礎資料とするため、市内小学校5年生の児童と保護者、中学校2年生の生徒と保護者、合計約3,500人に対しアンケート調査を実施した。
- (2) 調査結果等を踏まえ、第2次計画に盛り込む具体的な施策等について、市関係各課と連携して、内容の精査をしている。
- (3) 要保護児童対策協議会や子ども施策推進委員会等といった外部有識者会議からの意見聴取を実施している。

### 4 今後の予定

- (1) 平成30年12月 市議会定例会に第2次計画骨子案の報告
- (2) 平成31年 1月 第2次計画素案のパブリックコメントを実施
- (3) 2月 外部有識者会議からの意見聴取
- (4) 3月 市議会定例会に第2次計画案の報告
- (5) 3月 第2次計画策定及び公表



## 第2次射水市子どもに関する施策推進計画 <骨子案>

### 第2次計画策定の趣旨

射水市子ども条例制定後、射水市子どもに関する施策推進計画（以下「現行計画」という。計画期間は、平成21年度から平成30年度まで）を策定し、社会全体で子どもをはぐくんでいく機運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進してきた。

今年度、現行計画が終期に当たること等から、引き続き、現行計画を基礎として、第2次計画を策定する。

### 計画の期間

2019年度から2024年度までの6年間

社会情勢等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的、効果的に計画を推進するため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の改定時（2019年度中に改定）において、射水市の子育て支援に係る3つの計画（「射水市子ども・子育て支援事業計画」「射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～」「射水市子どもに関する施策推進計画」）の一本化を図る。

### 基本理念：子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現

#### 重点的な視点

- 1 子どもは、かけがえのない一人の人間である
- 2 大人それぞれが役割を担い、連携する

課題1  
子どもの権利に対する理解が必要

基本目標1  
子どもの権利に関する意識を高めます

施策の方向1 子どもの権利の啓発の推進  
(1) 広報、啓発活動の実施  
(2) 育ち・学びの施設関係者等に対する学習の提供

課題2  
子どもの成長を支える環境づくりが必要

基本目標2  
かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます

施策の方向1 家庭における子どもの養育支援の推進  
(1) 子どもの成長に応じた家庭教育の支援  
(2) 親等が交流できる機会の提供  
(3) 特に援助を必要とする家庭への支援  
施策の方向2 育ち・学びの施設における子どもの成長を支える環境づくりの推進  
(1) 子どもの心の養護と教育の充実、いじめの防止  
(2) 子どもの主体的な学習や活動に対する支援  
(3) 特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援  
施策の方向3 地域における子どもの成長を支える環境づくりの推進  
(1) 地域の人材を活用した子どもの活動の支援  
(2) 子どもの居場所や活動の充実  
(3) 安心して子育てができるための事業者への啓発

課題3  
子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくりが必要

基本目標3  
子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます

施策の方向1 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制の充実  
(1) 安心して相談できる体制の整備  
(2) 児童虐待に対する相談と救済の推進  
(3) 相談機関同士のネットワークづくり  
(4) 子どもが安心できる居場所の提供

#### 計画の推進体制

- 1 福祉、教育、保健等の庁内関係課等と連携
- 2 射水市子ども施策推進委員会等において評価、点検
- 3 社会情勢の変化等を捉え、よりよい施策の在り方について、適宜、調査、研究等を実施

### 現行計画策定後の子どもの権利に係る動向等

#### <国際的な動き>

・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の締約国数が196カ国となる。(2017年10月現在)

#### <国内の動き>

・2016年に「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布

児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有すること等の明確化

#### <富山県の動き>

・2009年に「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」の公布

・2015年に「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」策定

など

### 射水市における子どもの権利に係る状況の把握

#### アンケート調査の実施

・射水市内の全小学校(15校)の5年生及びその保護者に対して、アンケート調査表を各々885件配付

・射水市内の全中学校(6校)の2年生及びその保護者に対して、アンケート調査表を各々870件配付

過去(2010年度以降)から毎年実施してきたアンケート調査結果の推移等の集計・分析

関連各課との連携の下、子どもの権利に係る具体的な施策の取組状況についてヒアリングを実施

医療費助成制度の変更について

1 概要

これまで、乳幼児等医療費助成を現物給付で受ける際、医療機関等に「保険証」、「受給資格証」の提示と「福祉医療費請求書(以下「請求書」という。)」の提出が必要であったが、平成31年(2019年)4月から、県と市町村が連携し「請求書」を廃止することで、県内の医療機関等への提出が不要となる。

これにより、受給者は「請求書」を市役所へ取りに行く必要がなくなるほか、医療機関等は「請求書」への記入が不要となる等、利便性が向上する。

現物給付とは、医療機関等に「請求書」を提出することで、自己負担分の全額又は一部の支払が不要となること。

2 開始時期

平成31年(2019年)4月診療分から実施

3 対象となる医療費助成制度

	医療費助成制度	請求書の色
1	乳幼児・子ども医療費助成	ピンク色
2	妊産婦医療費助成	ピンク色
3	ひとり親家庭等医療費助成	緑色
4	心身障害者(65歳未満重度)医療費助成	水色
5	高齢者(65~69歳軽度)医療費助成	黄色

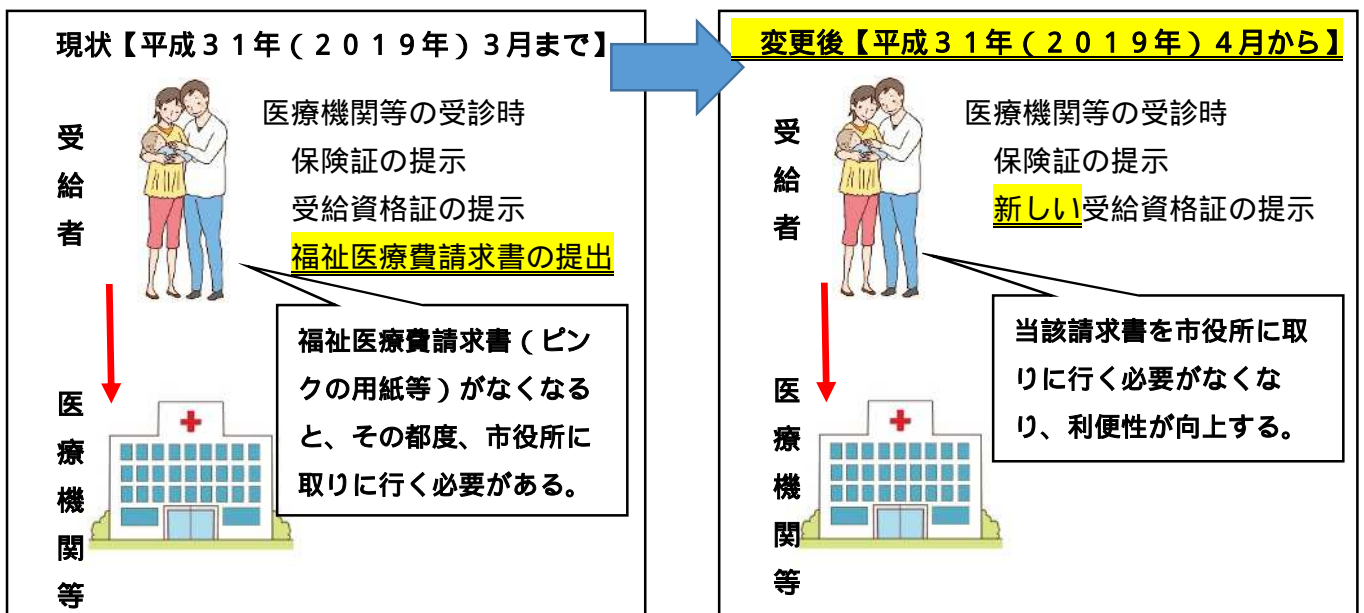
(現物給付の範囲に変更はない。)

4 今後の対応

今回の制度変更にあわせ、平成31年(2019年)3月中に、受給者に対して、新しい受給資格証を郵送する予定。

なお、広報いみず1月号及び3月号、市ホームページ等で事前に周知する。

5 イメージ図



## 射水市立大門わかば幼稚園の認定こども園化について

### 1 大門わかば幼稚園の認定こども園化の必要性について

大門地域では、3歳未満児の保育園需要が高まる一方で、幼稚園需要は減少傾向にあり、更に、大門わかば幼稚園（射水市二口 427 番地 1）に隣接する中村地内で宅地開発が進んでいることから、保育の受け皿の拡充が必要になってきている。

### 2 移行する認定こども園の概要について

#### (1) 類型

【幼稚園型】認定こども園

<イメージ>

幼稚園 + 保育園機能（3歳未満児の入園が可能）  
 （1号認定） （2号・3号認定）

#### (2) 教育・保育内容

- ・これまでの幼稚園教育・保育内容を継続する
- ・保育園機能については、保育短時間認定〔AM8:30～PM4:30〕の2号認定（3歳以上児）及び3号認定（1,2歳児）を受入予定（1歳児5人程度、2歳児10人程度、3歳以上児各10人程度）

#### (3) 開園日

月曜日から金曜日まで

#### (4) 認定こども園への移行時期

平成32年（2020年）4月1日

### 3 大門わかば幼稚園の入園状況

各年度:5月1日状況(学校基本調査から)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
大門わかば幼稚園	3歳以上児	143	133	116	89	75	72
(利用定員:155人)	定員比	92%	86%	75%	57%	48%	46%

#### 認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、保育が必要な3歳未満児の入園が可能になり、3歳以上児は保護者の就労状況等に関わりなく教育・保育を一緒に受けることが可能となる。



## 射水市いのち支える自殺対策推進計画について

### 1 策定の趣旨

わが国では平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会問題」と認識され、国を挙げての自殺対策に取り組んできたが、自殺者はいまだに毎年2万人を超える状況にある。平成28年には「自殺対策基本法」が改正され、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされた。

本市では、市民一人ひとりのかげがえのない「いのち」の大切さを考え、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすための様々な取組を一層促進するため「射水市いのち支える自殺対策推進計画」を策定するもの。

### 2 計画の基本理念

国が示した新たな「自殺総合対策大綱」（平成29年7月）を踏まえ、本市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない『射水市』の実現」を理念とする。

### 3 これまでの経過

- (1) 本年6月から自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル(2017)」や「自殺統計原票データ特別集計表(厚生労働省)」などを参考として、本市の自殺の現状等の分析を行った。
- (2) 9月に庁内連絡会議を開催し、計画策定の趣旨の説明及び意見交換を行った後に、関係各課に対し計画へ盛り込む自殺関連事業の照会・整理を行った。
- (3) 11月に「射水市自殺対策推進協議会」を開催し、素案の説明及び意見交換を行い、内容を精査した。

### 4 今後の方針

「射水市自殺対策推進協議会」の意見やパブリックコメント等を踏まえ、平成31年3月市議会定例会に計画(案)を報告する。

- (1) 平成30年12月 市議会定例会に計画骨子案の報告
- (2) 平成31年 1月 パブリックコメントを実施
- (3) 3月 市議会定例会に計画(案)報告
- (4) 3月 計画策定及び公表

射水市自殺対策推進協議会において、計画の進捗管理を行う。

1 計画の概要

(1) 趣旨

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、社会全体の自殺リスクを低下させる必要がある。

(2) 位置付け

自殺対策基本法に基づく市町村計画

(3) 目標値及び計画期間

自殺死亡率( )を2026年までに平成24~28年平均値と比べて30%以上減少させる。( )人口10万人当たりの自殺による死亡者

目標を達成するために、取組ごとに評価指標(目標)を設定し、進捗管理を行う。(目標が達成された場合は、目標の見直しを検討)

目 標	現状値 平成24~28年の平均値 (2012~2016年)	目標値 平成38年 (2026年)
自殺死亡率(人口10万人対)	18.2	12.7 以下
自殺者数(人)(参考)	16.6 人	11人 以下

2 自殺対策の基本方針

基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現

1 生きることの包括的な支援として取組を推進する

自殺の「リスク要因を減らす」取組みに加え、自殺への「保護要因を増やす」取組みを実施

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

精神保健的視点だけでなく、様々な分野の施策等が密接に連携

3 支援対策を効果的に運動させる

「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の前」の各段階ごとに対応

4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は誰にでも起こり得る危機であるとの認識を醸成

自殺を考えている人のサインに早く気づき専門家につなげるよう啓発を実施

5 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

県・市(地域の状況に応じた施策を策定・実施)、団体・企業(積極的に自殺対策に参画)、市民(主体的に自殺対策に取り組む)

4 射水市における基本施策

基本施策 1  
地域における  
ネットワークの  
強化

・精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を推進する。

・国、県及び市、民間団体、企業、市民など様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携を図る。

基本施策 2  
自殺対策を支える  
人材の育成

・様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成を推進する。

・ゲートキーパーの役割を担う人の増加を図る。

基本施策 3  
住民一人ひとりの  
気づきと見守りを  
促す

・こころの健康づくりや生きる支援についてリーフレットなどにより普及啓発を図る。

・イベントなどの開催や各種メディアを活用した啓発活動を推進する。

基本施策 4  
生きることの促進  
要因への支援

・孤立のリスクを抱える恐れのある人を対象とした居場所づくりや家族の負担軽減のための支援体制の充実を図る。

・相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な人に適切な相談場所につなぐことができるよう情報発信を行う。

3 射水市の自殺の現状

自殺死亡率年次推移

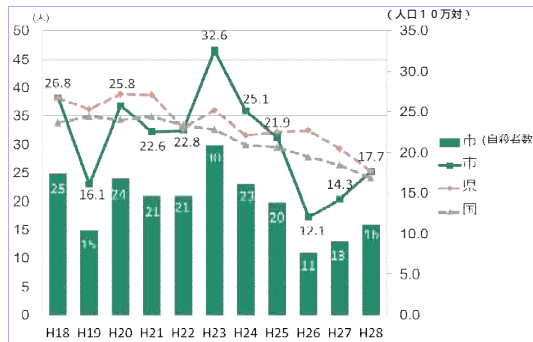
平成18年から28年までの本市の各年の自殺者の人数は、20人前後となっています。自殺者数・自殺死亡率ともにはばつきがある。県、国ともに減少傾向にある。

自殺死亡率(人口10万対)の比較

平成24年から28年までの本市の自殺死亡率は、県、国より低い状況である。

市	県	国
18.2	21.2	19.3

(H24~28年平均)



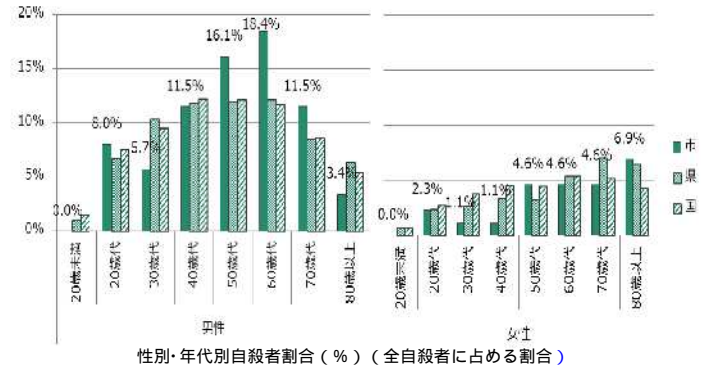
性別・年代別自殺者割合

自殺者割合では、男性は60歳代、50歳代、70歳代の順で高く、いずれも県、国より高い状況である。女性は80歳以上が最も高く、80歳以上と50歳代が県、国より高い状況にある。

自殺者全体の年代別では、60歳以上が49.4%と約半数を占めている。

男女比では男性が女性の約3倍で、県、国の約2倍に比べ、高い状況である。

同居の有無では、約8割が同居者が有である。



5 射水市における重点施策

重点施策 1  
子ども・若者対策

(1) 子ども・若者向けの相談支援の推進

子ども・若者に対する相談支援及び地域の関係者を含めた相談先情報の周知

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

いのちや暮らしの危機に直面したときの具体的な助けの求め方等の推進

(3) 児童生徒の健全育成に資する取組の推進

専門家の配置等による相談体制の充実及び安心して過ごすことのできる居場所の提供

(4) 保護者等への支援体制の強化

相談体制の整備及び負担軽減のための各種支援の提供

重点施策 2  
勤務問題対策

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

相談体制の強化とつづやこころなどの健康問題に関する相談先の周知の推進

(2) 健康経営に資する取組の推進

ワークライフバランスの推進やストレスチェックの実施等メンタルヘルス向上への取組の推進

重点施策 3  
生活困窮者対策

(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括支援」の強化

生活困窮者への各種の取組と自殺対策の連携の推進及び包括的な支援の強化

(2) 早期に支援へつなぐための取組の推進

様々な機会を通じて、問題が深刻化する前に早期に適切な支援へつなぐための取組の推進

重点施策 4  
高齢者対策

(1) 包括的支援の連携推進

地域包括ケアシステム等の施策との連携  
(2) 地域における要介護者等に対する支援

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

疾病・認知症等の予防や早期発見に対する取組の推進  
(4) 社会参加の推進と孤立化・孤独化の防止

(5) 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

社会参加の場の提供及び地域ぐるみの取組の推進  
様々な生活不安に対する各種支援の提供と体制整備

6 自殺対策の推進体制等

関係機関や庁内関係課との連携により自殺対策を推進し、射水市自殺対策推進協議会において計画の進捗管理を行う。